

平成18年度戦略的環境アセスメント総合研究会（第4回）議事録

1. 開催日時

平成19年2月26日（月）18:00～20:00

2. 開催場所

環境省第1会議室（合同庁舎5号館22階）

3. 議 題

- (1) SEAの評価手続について
- (2) 今後の検討の進め方について

4. 出席委員

浅野委員（座長）、石川委員、石田委員、井村委員、宇賀委員、小川委員、栗本委員、田中委員、原科委員、屋井委員

午後 6時00分 開会

平野課長 それでは定刻になりましたので、これより第4回戦略的環境アセスメント総合研究会を開催いたします。

本日は、ご多忙にもかかわらずご参集いただきまして、誠にありがとうございます。早速ではございますけれども、本日の委員の先生方の出欠についてご報告いたします。

本日は委員13名中10名のご出席をいただいております。屋井先生は後ほどみえるということでございます。亀山先生、辻本先生、家田先生がご欠席でございます。

引き続き、本日の配付資料につきましてご確認いただきたいと思います。

湯谷課長補佐 次第の下に配付資料一覧を載せていますので、それに基づきましてご確認いただきたいと思います。

まず、資料の1でございますが「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン（上位計画のうち事業の位置・規模等の検討段階）（案）」でございます。資料2といたしまして「今後の検討の進め方（案）」で、A4版1枚ものでございます。

参考資料1といたしまして「上位計画等の策定プロセス」、A3版横の表でございます。参考資料2といたしまして「国内における上位計画等に対するSEA制度」、参考資料3といたしまして「諸外国におけるSEA制度」、参考資料4といたしまして「SEAに関する共通的なガイドラインに係るアンケート調査結果」、最後に、参考資料5として第3回の議事録を用意させていただいております。

資料については以上です。

平野課長 お手元の資料に不足がございましたら事務局までお知らせください。よろしいでしょうか。

それでは、これより先の議事進行について浅野座長、よろしくお願いたします。

浅野座長 それでは議事に入りたいと思います。

今日は、前からの懸案でありました手続についての事務局案をご検討いただくことが中心でございますが、あわせて今後の検討の進め方についてもお諮りをすることにいたします。

それでは、早速議題1の「SEAの評価手続について」、事務局から説明をお願いいたします。

湯谷課長補佐 それでは、議題1の「SEAの評価手続について」ご説明させていただきます。資料の1、「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン（上位計画のうち事業の位置・規模等の検討段階）（案）」でございます。

このガイドライン案につきましては、前回、第3回で評価方法についてご議論いただきましたが、今回はそれに加えて、主にその手続面を記載いたしまして、ガイドライン案ということで整理させていただいたものでございます。

最初に、1.のガイドラインの目的でございますけれども、このガイドラインは事業に先立つ早い段階で、著しい環境影響を把握し、複数案の比較、環境的側面の比較評価及び環境配慮事項の整理を行って、計画の検討に反映させることによって事業の実施による重大な環境影響の回避または低減を図るために、上位計画のうち事業の位置・規模等の検討段階のものについてのSEA、この共通的な手続、評価方法等を定めるものでありまして、これによってSEAの実施を促すということを目指しております。

具体的なSEAの実施は、この共通的なガイドラインに基づきまして、関係省庁等において個別ガイドライン等を作成し、それぞれ取り組みを実施していただくという形になるかと思っております。また、このガイドラインを踏まえて、都道府県等においてもSEAの取り組みが進むことも期待されるところでございます。

続きまして、2.の対象計画でございます。このガイドラインの対象とする計画は、環境影響評価法に規定する第一種事業を中心として、事業の位置・規模等の検討段階のものを想定しております。本ガイドラインに基づきS E Aの導入を検討するに当たりましては、事業の特性ですとか事案の性質、地域の状況等を勘案しつつ、検討するものとする、ということでございます。

続きまして、3.の実施主体でございます。環境アセスメントの原則ですとか目的、こういうことを踏まえまして、資料の2ページになりますけれども、このS E Aの実施主体は、対象計画の策定者等が行うことが適当であるということでございます。

続きまして4で、S E Aに関する手続等でございます。ここでS E Aの手続きについて整理させていただいています。(1)の基本的な考え方から、(2)、これは4ページになりますけれども、S E Aの手続、最後6ページになりますが、(3) S E A評価結果の対象計画への反映等ということで整理させていただいております。

まず基本的な考え方でございますが、ここに書いてございますように、計画策定者等が自ら評価を実施するに当たっては、評価の信頼性、客観性等確保する必要があるということで、対象計画に応じた情報の公開ですとか、あるいはそのアからウまでに掲げます各主体の関与を得ることが必要であるということ。また、科学的な環境情報の交流ベースですとか、意思決定の際に勘案すべき情報を提供することを目的に、S E Aの評価結果を記した文書、以下、評価文書と言いますが、それをわかりやすく作成することが必要であるということで、基本的な考え方をここで整理しております。

なお、計画策定者等が法人その他団体、ここでは国、地方公共団体は除きますけれども、いわゆる民間事業者等の場合にありましては、6.(2)の考え方によるということで、その取り扱いについては6の(2)に記載しているところです。

その各主体の関与の関係ですけれども、アとして公衆でございます。

地域の環境情報につきましては、国、地方公共団体のほか、当該地域の住民を初め、環境の保全に関する調査研究を行っている専門家等、ここでは公衆というふうに定義しておりますが、地域の環境情報が公衆によって広範に保有されているということでありまして、計画作成者等については、評価に必要な環境情報を把握するように努めることで、よりよい計画が策定されることが期待されるということでございます。

なお、関連した取り組みといたしまして、公共事業の構想段階における住民参加手続、いわゆるP Iですが、このP Iにおきましても、情報を住民に提供し、意見を把握するといったよ

うな取り組みですので、P Iにおける環境面での検討については、本ガイドラインを踏まえてその適切な実施がなされて、重大な環境影響の回避または低減に向けた検討に生かされることが望ましいということでございます。

次に、地方公共団体、環境の保全に関する事務を所掌する部局等についてでございます。計画策定者等が行う検討、これに必要な環境情報について地方公共団体が提供を行う、あるいは計画策定者等が行う評価において、必要な環境情報に基づいた評価が行われて、それに基づいて、環境の保全についての適切な配慮がなされているかどうか、こういった観点で、S E Aの目的を踏まえて環境の保全の見地から意見を述べる。さらには、地方公共団体が事業の実施主体になる場合がありますので、その場合の評価の客観性等を高める観点から、意見の提出に当たっては専門家の活用を図ることが望ましいと整理しております。また、地方公共団体においては、情報の公衆への周知の手段、ホームページ等ですが、その利用を図り得る立場にありますから、計画策定者等が作成する評価文書等の周知に協力することが期待されます。

なお、地方公共団体においては、環境基本計画等が策定されておりますが、これらの中で公衆が共有する環境の将来像ですとか、地域固有の環境に関する価値観、こういうものをわかりやすく示すことによって、計画策定者がS E Aを実施するに当たって非常に参考になる、検討に資することができるということも記載しているところでございます。

次に、国（環境省）でございますが、環境省は国の行政機関の長又は国の行政機関の地方支分部局の長が決定を行う又は決定に関与する対象計画につきまして、国における環境保全に関する行政の総合的な推進を担う立場で、S E Aの目的を踏まえて、必要な場合に環境の保全の見地からの意見を述べるということ。また、計画策定者等の求めに応じて、環境の保全の見地から意見を述べること、あるいは計画策定者等が作成する評価文書等の周知に協力するなど、本ガイドラインに基づく計画策定者の取り組みを支援し、適切な環境配慮が行われるよう努めるものとするということでございます。

続きまして、（２）S E Aの手続についてでございます。

冒頭で基本的な考え方を記載しております。本ガイドラインにおいて、S E Aの実施に当たり必要な標準的な手続を以下のとおり定めるということでございます。

ただ、この手続につきましては、計画策定者等が行う対象計画の検討や、参画・協働の取り組みを画一的なものとするのが目的ではございませんで、対象計画の特性ですとか、事業の特性、事案の性質等に応じた柔軟な取り扱いを妨げるものではないということに留意するという考え方を記載しております。

また、各段階において計画策定者等が公表ですとか意見の把握を行うわけですが、その場合、例えば情報の提供などについては、状況に応じた適切な方法により、必要な情報を可能な範囲で公表する。あるいは、意見の把握の場合は適切な意見形成に必要な期間を設けて、意見の把握に努めるといったような、各段階で必要な手続の基本的な考え方をここで記載しているところでございます。

さらに、円滑な意見の把握を行うため、対象計画及びS E Aの検討スケジュール等を決定されるごとに速やかに公表するものとするということございまして、最後に、手続全般についてですが、国の地方環境事務所は公表の内容等の連絡を受けて、公衆への周知等に協力するというところで、整理しております。

ア以下が具体的な手続きについてですが、最初に、アのS E A実施の発議でございます。計画策定者等は、対象計画の検討を実施すること及びS E Aの検討を開始する旨を公表する。さらに、関係地域を管轄する都道府県・市町村に通知するというところで、その際、計画の検討スケジュールですとか、S E Aの実施スケジュール等が決まっている場合は併せて公表するというところでございます。

次に、イの評価方法の検討プロセスにおける手続です。まず、S E Aを実施するに当たり、計画策定者等は、ここにございますように比較評価を行うべき位置・規模等の複数案、あるいは評価を行うべき項目、さらには調査、予測、評価の手法、ここではこの3点について評価方法ということで用語の定義をしておりますが、これらを検討する。この評価方法の検討に当たりましては、適切な時期に計画特性、あるいは地域特性、さらには評価方法の案等を公表して、環境保全の観点からの公衆の意見を把握する。また、関係都道府県・市町村に対しても適切な時期に評価方法の検討状況を示して、さらにはそれまでに把握している公衆の意見の概要、それに対する見解等を示して、関係地域の環境保全に関する情報の提供を関係都道府県・市町村から求めるということでございます。

次にウの評価文書の作成プロセス、評価文書の作成段階における手続でございます。

(ア)、評価文書案の作成です。計画策定者等は、評価方法に基づいて、環境影響についての調査、予測、評価を行って評価文書案を作成する。その評価文書案には、計画策定者等の氏名、住所のほかに、対象計画の概要ですとか、評価方法、さらには調査、予測、評価の結果を記載するというところでございます。

(イ)、評価文書案の公表及び公衆の意見の把握です。計画策定者等は評価文書案を公表して、環境保全の見地からの公衆の意見を把握する。

(ウ)、関係都道府県・市町村の意見の把握です。計画策定者等は評価文書案に(イ)で把握した意見、及びその見解を付して関係都道府県・市町村に送付する。そして、関係都道府県・市町村に対して、この評価文書案についての環境保全の見地からの意見を求めるということでございます。

(エ)、環境省の意見です。環境省は国の行政機関の長又は国の行政機関の地方支分部局長が決定を行う又は決定に関与する対象計画について、資料の提出を求めることによって計画策定者等の検討状況の把握に努める。また、環境の保全に関する行政を総合的に推進する立場から、S E Aの目的を踏まえて、必要な場合に環境保全の見地から意見を述べるということでございます。なお、計画策定者等は、評価文書案に關係都道府県・市町村の意見、あるいはその見解を付して環境省に送付するとともに、評価文書について意見を求めることができるということ整理しております。

(オ)、評価文書の作成です。計画策定者等は、公衆、関係都道府県・市町村、環境省の意見(関係者意見)を踏まえ、評価文書案の記載事項について検討を加え、評価文書を作成して公表する。なお、この評価文書には関係者の意見及び計画策定者等の見解も含むということでございます。

続きまして、(3) S E A評価結果の対象計画への反映等です。計画策定者等は、対象計画の決定に当たり、評価文書の内容を踏まえ、環境の保全について適正な配慮に努める。また、評価結果の反映状況について、対象計画を決定し公表する際に明らかにするということでございます。

続きまして、5 . の評価の実施方法でございますが、この部分については冒頭でもお話ししましたように、第3回の研究会で議論をいただいたところでございます。

ただ、8 ページのところですが、イの評価項目の選定方法というところ、最後から5行目あたりになりますが、第3回研究会の委員のご意見を踏まえまして、環境保全施策との整合性の確認に必要な環境要素に係る項目、これは評価項目を選定する際にも勘案する必要があるというご意見がございましたので、これを付け加えさせていただいております。

続きまして10ページ、6 . のその他で、(1)から(3)まで記載しております。まず(1)、公共事業分野における関連する取り組みとの関係です。事業の位置・規模等を決定する場合に当たっては、環境的側面、社会的側面、経済的側面とさまざまな側面を勘案して決定されるものであり、環境的側面が適切に配慮されるように、本ガイドラインを踏まえて取り組まれることが必要であるということでございます。

既に、国土交通省におきましては、ここに書いてございますようにP Iのガイドライン等を活用して、その事業の一部でその取り組みを実施しているところではありますが、環境面につきましては本ガイドラインを踏まえ、評価結果を文書にわかりやすく取りまとめ、公表することが望ましいということでございます。

また、(2)、冒頭でもちょっと関連して触れさせていただきましたが、民間事業者等の取り扱いでございます。民間事業者等の場合にありましては、C S R等の考え方を踏まえた環境保全上の配慮の取り組みを、透明性を持って推進していくことが期待されるます。一方、民間事業者等においてはS E Aの手続によって、計画策定者等の権利ですとか、競争上の地位、その他の正当な利益を害するおそれがある場合も想定されること、あるいは、法治主義の原則からも、本ガイドラインに基づいて民間の業者に一律の手続を課すことには限界があることから、S E Aについては事業の特性に即した検討を行い、4 . (1)の基本的な考え方の趣旨及び事業の特性を踏まえて、適切な方法の選択によって、検討経緯及び評価結果等を記載した文書を作成し、公表するなど、可能な限り取り組むことが期待されるということでございます。

最後になりますが、(3)、S E Aの評価結果の取り扱いです。S E Aにおいて明らかにされた、対象事業に係る内容の具体化の過程における環境への配慮に係る検討の経緯及び内容など、S E Aの評価結果については環境影響評価方法書の作成に活かすことが望ましいということでございます。

また、先ほど追加で資料をお配りさせていただきましたが、このガイドラインの参考付表でございます。

この部分では、基本的に第3回でご議論いただいておりますけれども、第3回研究会の委員のご意見等を踏まえまして、参考付表1の1ページ目の下、動物・植物・生態系のところの地域特性の欄の一番上の「・」、自然公園の区域、これを追加しております。また、参考付表2の1ページ目の上、大気環境のところの情報源等のところで、大気汚染常時監視結果等を追加しているところでございます。

関連いたしますので、参考資料についても簡単にご説明させていただきます。

参考資料1、上位計画等の策定プロセスですが、これにつきましては第3回研究会に参考資料として提出させていただいたところでございます。アセス対象事業の主なものにつきまして、上位計画の策定プロセスということで、政策段階から事業実施段階までの計画の流れ等について整理したものでございます。第3回研究会でもご説明いたしましたように、今回のガイドラインの対象としている位置・規模等の検討段階というのは、この表で決定される計画諸元のと

ころでルートとか位置・規模という欄に丸が入ってくるところでございます。

また、参考資料2、国内における上位計画等に対するS E A制度ですが、これは第1回研究会に提出させていただいた資料でございます。国内においては、既に4都道府県政令市でS E Aが制度化されておりまして、これらの4つの自治体とも位置・規模等の検討段階等を対象にしているということで、2ページ目のところに、手続等のことが記載されておりますので、参考にいただければと思います。

また、参考資料3、諸外国におけるS E A制度で7ページまでございますが、1ページ目、2ページ目につきましては第1回研究会で提出させていただいた資料でございます。諸外国、主要国におけるS E A制度ということで、対象の計画とか手続、どういう主体が関与しているのかといったことについて整理しているものでございます。また、3ページ目は、E UのS E A指令の概要について整理したのですが、3「・」にありますように、E UのS E A指令での手続については、ここに記載のようなことが基本原則として定められているところです。例えば、環境報告書の作成ですとか、環境部局、公衆との協議、さらに複数案から採択された計画からの選択等でございます。

ちなみに、下の 印のところに書いてございますが、2007年1月時点でE U諸国、現在の加盟国27か国において、ルクセンブルグ、ポーランドを除く25か国で既にS E Aが導入済みということですので、参考までに記載しております。

4ページ目は、先ほどのE UのS E A指令を手続フローにしたものでございまして、規則の条文等についても記載しているところでございます。

5ページ目以降が、アメリカのN E P Aによる環境影響評価手続で、5ページ目にはフローを記載させていただいておりますが、例えばスコーピングですとか、ドラフトE I S、あるいはファイナルE I Sの作成段階で、連邦政府機関ですとか公衆、あるいはE P Aの意見提出という手続があるということ。また、6ページ、7ページには、7ページの下に書いてございますように、道路計画合意形成研究会提言書で平成13年10月31日に出されているもので、「構想段階における新たな計画決定プロセスのあり方について」の参考資料により引用させていただいているものでございます。ここでは米国の道路事業における計画決定プロセスとP Iプロセスについて整理されておりましたので、参考までに資料として載せさせていただきました。

代替案比較のもとでルート等が絞り込まれる構想段階と計画段階の事業化段階でのP Iについて、N E P Aの中で基本的要件が定められているということで、表にN E P AのP Iに関する規定が整理されております。例えば、スコーピングの段階で影響を受ける連邦各機関とか地

方公共団体の参画、あるいは、その次、環境影響評価書案に関して、関連する連邦各機関とが一般市民等に意見を求めなければならないというふうに規定されております。

最後に、参考資料4、S E Aに関する共通的なガイドラインに係るアンケート調査結果です。これは今年の1月から2月にかけて、47都道府県と15政令指定都市にアンケート調査を行ったものでございます。アンケートの内容といたしましては、S E A手続における環境部局（都道府県・市町村）及び公衆の関与について、A案からE案まで案を提示させていただき、それについて好ましい、好ましくないという観点でご意見を伺ったところでございます。

そのA案からE案の具体的な内容については、例えばA案は、方法書段階と準備書段階でそれぞれ環境部局、公衆から意見を聴取するというもの、B案は方法書段階で協議、準備書段階で意見、公衆の場合はP I等による事業者の意見聴取、準備書段階で意見聴取を行うもので、方法書、準備書段階における関与の仕方について案を設定したところでございます。意見というのは、現在のアセス法の手続のように方法書、準備書を提示して一定の書面でもらうということ想定しておりまして、協議というのは、そこまで手続的にきっちりしたものではなくて、環境部局に相談、意見を求める手続を指すということ想定しております。

具体的な意見の内容は次のページに書いておりますが、かいつまんでご説明いたしますと、A案については、事業アセスと同様の手続であり適当であるとか、方法書段階から環境部局公衆が関与できるといったような肯定的な意見から、方法書段階では意見の手続は設けなくてもいいのではないかと、あるいは手続が多くて事業者の負担が大きいかといった否定的な意見がありました。B案については、環境部局、公衆関与があり手続として適切である、あるいは事業者の負担に配慮しているといった好ましい意見から、透明性の観点からは協議は望ましくないとか、協議、P I等では意見の内容、その反映状況が明らかにならないといったような意見。C案については、ほとんどが否定的な意見ですが、早期の段階から環境部局が関与する必要があるとか、準備書段階だけの関与では手戻りが発生するおそれがあるといったような意見。D案も同様な意見でございます。E案については、環境部局がP I委員会に参画、公衆はP Iでの意見提出ということですが、肯定的な意見としては、P I制度があるものはその制度を利用すればよいということ、否定的な意見としてはP I委員会の参画では環境部局の意見が十分反映されない可能性がある、というような意見が出されていたところでございます。

以上でございます。

浅野座長 それでは、資料の説明が終わりました。

ただいまの説明について、ご意見がございましたらどうぞお出しいただきたいと思います。

どなたからでも結構です。いかがでございましょうか。

どうぞ、井村委員。

井村委員 このガイドラインですが、ドキュメントの性格についてお聞きします。これは検討会としての報告書になるのか、それとも環境省あるいは政府の案という性格のものなのでしょうか。それによって、われわれのコメントの仕方も違うし、文章の書き方とかも違うと思うので、教えてください。

浅野座長 それでは、この点をどうぞ事務局からお答えください。

吉野課長補佐 このガイドラインは、検討会においてお取りまとめをいただくものということで、それに反映させるために各事業計画等にもお詳しい先生方にお入りいただいて、行政として実施し得るものをご検討いただいている、そういう位置づけでございます。

井村委員 ありがとうございます。

浅野座長 それで、それを前提にしたご意見がおありですか。

井村委員 いや、意見はまた後にします。

浅野座長 わかりました。

では、原科委員、どうぞ。

原科委員 では最初に、入り口のところにガイドラインの目的とありますね。位置・規模等の検討段階のものについて、それから対象計画。

ちょっと気になったのは、皆さんご存じのように日本経済新聞のこれは朝刊です。環境アセスの新指針案で、その対象事業をどうするかということで、発電所の扱いを明記しないという表現があります。しかし、今のご説明を伺いますと、基本的にはこれは第一種事業を中心としてですから、いま環境影響評価法で扱っているものはまず対象になると。これを中心にしてとするとプラスアルファがあると、そんなようなことで私は解釈したんですけども、その辺はどんなことになるのか、確認したいと思います。

この文章から見ますと、「第一種事業を中心として規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業」とありますから、普通この文章を解釈すれば、第一種事業というのは一つのスターティングポイントであって、しかし今、環境影響評価法ができてから時間が、若干たっておりますので、それ以後、実はリストに入っていないものでも大変重要な事業が起きてくる可能性がありますので、そういった点を考えて、ガイドラインでは新しい仕組みについてということでプラスアルファを考えたんだと。そんなふうに私は理解したんですけども、それでよろしいか、これを確認したいと思います。

浅野座長 この点はどうか。

吉野課長補佐 今までの検討の中でお示ししている事業種は環境影響評価法の対象のものでございまして、それについてはその計画策定プロセス等を整理し、どこでできるかという話をご検討いただいていたということでございます。したがって、発電所の事業については、法の対象事業種になっておりますし、当初より資料の方には挙げさせていただいて、検討していただいたということで、それが外れるわけではございません。

ただ、先生がおっしゃった環境影響評価法の外にあって、今回情報を整理していないようなものについては、それを前提に検討してきているものではございませんので、それについて対象とするということまでは現在の検討では無理かというふうに思います。

原科委員 そうしますと、事業の種類としては第一種事業、まずはこれがスタートで、それのプラスアルファまでは考えていないということですか。

吉野課長補佐 はい、そうです。

原科委員 わかりました。

浅野座長 よろしいですか。

対象としているか、あるいはしていないかというよりも、我々の検討はそこまでしか、まだ今のところは及んでいないというのが正確なのではないか。ただ、いろいろと委員のご意見を伺った中では、発電所以外にも対象は広げた方がいいというご意見もいただいておりますので、そういうことをもふまえて、「中心として」という表現になったのだと考えます。

ただ、先ほど井村委員がおっしゃったように、我々の研究会の提案としては、プラスアルファまで考えてもいいのかではないかと思いました。

原科委員 だから、我々としては考え方を示しているわけですから、これに基づいて具体的にガイドラインつくるところが、やれると思ったら入れてくれればいいというぐらいのつもりなんです。当面、そんなに突き詰めてどこまで広げるのかという議論をしたわけじゃないとしても、率直に議事録にも残しておかないとフェアではないだろうと。

浅野座長 そのとおりです。わかりました。

どうぞ、ほかにご意見があればお出してください。

では石川委員、どうぞ。

石川委員 すみません、1つ気がついた点がございますので。

3 ページの地方公共団体のところなんです。先ほど事務局の方からアンケートの紹介がございまして、その中でA案、B案、C案、D案、今いろんな案の賛否の状況をご紹介いただい

たんですが、その中でこのアンケートで聞かれた意見というのが、都道府県知事及び市町村長の意見を求める手続を指すという、これはアセスメント法の手続を想定してアンケートを出されておりますが、本日のガイドラインの案の3ページのところでは、地方公共団体が意見を述べるということになっておりますので、実はこれを見た地方自治体、あるいはまたガイドラインを実際に実施しようとするところは、知事の意見なのか市長の意見なのか、環境部局の意見なのか、その辺のところはかなり迷うのではないかという気がいたします。

また、専門家の活用を図ることが望ましいというふうなことが出ておりますが、当然これは多分アセスメント審査会とかそういうところのことを指しているんだらうと思いますが、これの位置づけ等にもよります、条例によって位置づけされているところが多いと思いますが、位置づけによります知事なり何なりの諮問がなければ動かないというところもあるかと思えます。そういったところから、この行政的な手続としての地方公共団体の意見というのをどういうふうに整理するかというのは、まだこれから先少し詰めなければならないのではないかという気がいたします。できれば、その辺のところはこのS E Aの考え、基本的な考え方に沿って、どういうふうに意見を形成していくかというようなところの考え方、地方自治体の意見形成についての考え方というようなものを明らかにしていただいて、その中で遺憾のないような運用が図られればという気がいたします。

以上、私の意見なんですが、ちょっと迷うんでは、地方自治体はちょっと戸惑うんではないかという気がいたします。

浅野座長 この点はどうですか。現行制度のもとでも国の環境影響評価に関しては、そこはむしろ自治体の首長さんの自由な判断にゆだねていると私は理解しておりました。つまり、審査会にかけるかかけないか、それは首長さんの勝手ですということになっているという理解だから、それと同じ並びであるこの点については、余り違和感を感じなかったのですが。

石川委員 これは多分、知事の意見ということになれば、知事の意見を提出するに当たっては審査委員会の諮問をして、その意見を参考にして知事が意見を出すということになるだろうと。自治体の条例上はそういうことを定めているところは多いと思えますけれども、そんなところから、一体知事の意見なのか環境部局の意見でいいのか、その辺のところをどういうふうにするかによって、扱いがちょっと変わってくるのではないかという気がするんですけども。

浅野座長 では事務局、この点についてご説明ください。

吉野課長補佐 審査会の扱いについては、法律の扱いは座長のおっしゃったとおりでございます。

石川委員の意見は、自治体がこれを運用するときに何らかの指針とするものがなく、漠とした内容のガイドラインになっているのが問題ではないかというご見解だと思います。これは最初の基本的な考え方で、硬直的な運用は望ましくないということで、一律知事の意見という形にせず、自治体の判断、個別の事案や個別の計画、どのような性格の計画なのかということに応じて判断いただけるようにということで、そこを明確にしなかったものでございますが、今後いろいろな計画で実施されて運用していくに当たって、どのような運用がなされたのか等について自治体との間で知識の共有を図るですとか、照会があった場合に環境省としての見解を整理してお伝えしていくようなことで、きちんと運用されるように努力していかなければならないと思います。

すみません、このガイドラインでそこを明確にしなかった理由は、今のように画一的な運用ということにならないようにという趣旨でございました。

井村委員 まず、この文章を読ませていただいた印象としては、S E Aという、対象事業もさまざまで、やり方、手続もいろんな方法が考えられるものについて、うまくまとめているという感じがします。

この趣旨に沿ってやれば、とにかくS E Aとしての何らかのシステムができると思います。しかし、かなり一般的に書かれていますので、実際にこれを運用するとなると、今の地方自治体の関与の仕方一つにとってみましても、具体的にどうやっていいか、よくわからないものが多いと思います。今すぐに決めようと思ってもなかなか難しいという状況にありますので、まずこういう大まかなガイドラインを示して、後は事例ごとにきちんとしたものをつくっていくということが大事なのかなと思います。

もしこれでまとまるのなら、速やかにこれを実行していただいて、各省の具体的な事業の中で個々にやっていけばよいと思います。その過程で、できるだけいいS E Aのモデルというのをつくるのが大事だと思います。その中で、地方公共団体の役割が重要と思います。環境省はいろいろな意見を求められれば言うことになっていきますけれども、地方の具体的なことについて全部周知しているわけでもないし、細かいところについてどこまで意見言えるかという問題があります。そうするとやはり地方自治体の役割が非常に重要ということになってくると思います。

そこで、計画策定者はできるだけ早い段階で、地域の環境について知っているところ、環境部局と言ったらいいと思いますが、そことやはりできるだけ早く協議することが必要でしょう。そういう運用の事例を積み上げていくことが大事ではないかと思います。

それから、やはりそこで環境情報の提供というのが、地方自治体に課された非常に重要な任務ととらえているんですが、正直いうと自治体が持っている情報もまだ十分じゃないし、S E Aで役に立つ情報はどんなものかということも、いろいろとスタディーしないといけない。事例の中でケーススタディーを積み上げていくことが非常に大事なかなと思います。

それから、もう一つは、4ページに国の地方環境事務所というのが出ているんですが、4ページの真ん中辺ですね、S E Aの手続の、上から3分の2ぐらいのところの、真ん中の段落の一番下です。地方に任せっぱなしということではなくて、国もある程度関与するということに、国の地方環境事務所の役割というのが注目されているんだと思います。しかし、その実力の実態というのいろいろ議論があるところでございますので、この辺についても、何かしっかりとした体制をつくる必要があります。国の地方環境事務所と地方公共団体の協力とか、そういうことについても大事なのではないかなと思います。S E Aとなると、従来のE I Aについては地方で結構経験があるわけですが、S E Aとなるとまだ経験も少ない状況なので、S E A向けの専門家というの也要るんじゃないかなと思うんです。E I Aの専門家がE I Aでやってきたことにこだわってしまうと、S E Aの本質とはずれてしまう恐れもあるような気がします。例えば非常に細かい情報を要求しすぎるとか。S E AはS E Aとしての特徴があることをやらないといけないので、そういうことのわかった学識経験者、専門家の活用を、全国的に考える必要があるのではないかなと思います。

いずれにしても、実施ガイドラインの本当に細かいものまでつくるということは大変難しいと思われる。事業もさまざまですし、技術的にもいろんな要素が入り、手続的にもいろんなケースが考えられるので、大まかにこのガイドラインを示して、事例を積み上げることが大事だと思います。そこで、いいモデルといいますか、グッドプラクティス、それを積み上げて経験を積んだところで、詳しいガイドラインをつくったらいいのではないかなと思います。

さっきE Uの紹介がありましたが、E Uも全ての国で法律をつくっているわけではなくて、実質的に行われていればいいということだと思いますが、日本においてもこういうガイドラインが合意されて、政府として行うとなれば、多分日本もE U諸国並みにS E Aをやっているということにはなるのかなと思います。そういう意味で、大変進歩ではないかなと思っています。最近は情報化の流れが強いので、情報公開が原則になっていますし、P Iも非常に進んできて、住民がウオッチしていますので、各省と、環境省と地方自治体、互いにうまく連携していいモデルをつくるようにしてほしいと思います。

浅野座長 ありがとうございます。

いろいろと、先の話というか、運用上の留意点などについてのご意見をいただけたかと思えます。確かにS E Aの専門家というのはまだそんなに多くないんだらうと思われまし、この点に関してはE I Aでの調査・予測・評価を行う場合とは、少し発想の転換を図らなければいけないと思いますが、栗本委員、いかがでございましょう。現場ではどんな感触でしょうか。

栗本委員 私ども協会は、アセスメントしているコンサルタントが多いわけですが、今までは、どちらかというと実施アセス中心でやっておりますので、今後は、こういう計画段階のところについては技術的手法も含めて、我々も勉強していかなければいけないと思っております。

1つとしては、協会関連ですが、ある程度そういう人材育成のために今、資格制度的なものも、スタートしているところでもございますので、この辺は技術的な勉強も含めて、大いに人材育成も進めていきたいと思っております。

浅野座長 ありがとうございます。

要するに、井村委員が言われるように、残念ながらS E Aといっても個々の計画ごとの個別性が強いのだらうと思うのです。ですから、どこまで細かく諸元がわかっているかということになるとそれはケースバイケースと言わざるを得ない。その点が相当細かくわかっているならば、今までのE I Aの延長線で取り扱っていても、それである程度細かいこともわかるだらうし、それから反対に、諸元という点からみれば、極めてラフなスケッチの段階で環境影響の予測・調査をやろうということになる場合には、今までのE I Aモデルで考えるのではうまくいかないでしょう。ですから、もっと荒っぽい情報でも、そこから何らかの答えを出すという技術手法はすでにこれえまでも研究され、ある程度は利用可能になっているのだらうと思うけれども、こういった点は研究ベースでどのくらい進んでいるのですか。

原科委員 今座長がおっしゃったとおりだと思います。ですからその意味で審査の客観性といいますが、それがなかなかはっきりするのは難しいと思うんですよ。ということはシステムとして整える。私はこれを、ここでは専門家の活用を図ることが望ましいという表現にしていますけれども、むしろ専門家の活用は積極的にやるべきだと思います。これは、そのようにするべきだと思います。この場合、特に。

つまり、今座長がおっしゃる、個別の技術の段階であれば基準を設定できますから、環境部局の担当官でもある程度まできちっとやっていただけます。しかし、この段階では違うんですよ。そうすると専門家の議論がどうなったか、それをきちんと透明性の高い形でやっていただいて、その結果を審査に生かすと、それがすごく大事だと思います。

今お尋ねあった研究の動きで、これはまさに新しい研究領域でございます、ほとんど日本では進んでいないんです。ただ、諸外国では例がございますので、そういったものを参考に我々は研究を進めております。けれども、まさに新しい領域ですので、私はこの場合にはシステムとして、専門家の関与がきちっと踏み込むことは非常に大事だと思います。望ましいなんて書き方は、ちょっと生ぬるくないかという感じがいたします。

浅野座長 わかりました。

では小川委員、どうぞ。

小川委員 それでは、今日の共通ガイドライン案について、幾つかご意見を申し上げたいと思います。実はそういった意味では、今日こういう形で共通ガイドライン案を検討していることに関して、私自身は非常に大きな不満を持っています。

既に前にも何回か申し上げましたが、実効力のある、具体的に実行できるSEAをきちっと考えることが非常に重要だと思います。実はこの第4回の研究会で行うことは対象事業の一つ一つについて、ある程度きちっとどういう形でSEAができるのかをつぶした上で、その後共通ガイドラインの作成に入っていくと伺っていましたので、大きな不満を持っています。第4回で個別の検討を行うとおもっていましたので、第1回から第3回にかけて、特に発電所に関してですが、いろいろな問題点を申し上げてきました。その問題点に対して、事務局からきちっとした内容の整理があって、その問題点をどういうふうに考えるというちゃんと吟味をした上で、共通ガイドラインの具体的な検討に入ると考えておりました。実は今日の研究会でそういう材料が全く出ない状態で、この共通ガイドラインの案文を議論するという形になっていることは、想定外の事態で大変不満を持っています。そういった意味では、十分な議論を尽くさない状態で、共通ガイドラインの策定に走りすぎているのではないかと、少し拙速ではないかと考えています。

これまで1回目から3回目までの研究会で申し上げてきた問題点を、繰り返しになりますが、発電所に関して、少しはっきりと申し上げて、これらの問題点を一体どう考えるのかきちっと議論していただきたいと思います。

まず第1点目問題点は、もう何回も言ってきていますけれども、発電所に関してSEAを行う意義に関するものです。要するにSEAを行うということであれば、当然発電所の事業アセスで何ができないのか、それによってどういう重要な問題が発生しているのかということをも具体的にはっきりさせて、そういう内容が発電所のSEAを行うことによって、実はきちっとできるんだと明確に示す必要があると思います。そういうSEAの意義を明確にしないと、特に

民間事業者にS E Aを課す場合、説得力を持たないということを何回も申し上げてきました。この点が非常に重要だと思いますが、いまだに発電所に関してきっちりしたご説明がありません。

2点目の問題点は発電所における複数案の検討に関するものです。この共通ガイドラインの案でまとめられていますように、上位計画のうち事業の位置・規模等の検討段階においてS E Aを課すということで議論してきました。基本構想段階という最上位段階ではなく、事業アセスの1つ上の中間段階で実施するということです。そういう中間段階でS E Aをなぜ行うのか。一番大きなメリットとして、位置・規模の検討段階で複数案の検討ができることが、皆さんの意見の中でもたくさん出てきたと思います。しかし、既にこれまでの研究会でお話をしましたように、発電所の場合、規模の大きな10電力会社と規制緩和で新規参入したP P Sという事業者、それぞれのケースで同一の立地点について複数案を考えることが意味のある構造になりません。特にP P S事業者に関しては、どちらかというニッチな産業ですので、非常にうまみがある立地点を選び、発電燃料を特定した上で事業を計画しています。発電所に関してそういった意味でS E Aを実施して本当に意味がある複数案の検討は一体どのような形で具体的にできるのか何度もお尋ねしたと思いますが、発電所に関してこういう複数案の検討ができるから意味があるという説明をまだいただけておりません。S E Aの実施で一番意味がある複数案の検討が発電所の場合には具体的にできないのではないかと考えています。

3点目の問題点は海外でのS E Aの実施状況に関するものです。海外の実施状況は、今日の研究会でも説明資料があり、E Uすでに実施しているということがこれまでの研究会で何度も説明されました。全体的な意味でE UがS E Aを実施していることは、ご説明の通りだと思いますが、発電所に関して具体的にS E Aを実施しているE Uの国は一体どれほどあるのでしょうか。直接自分で調べたわけではありませんが、実際にはオランダぐらいしかないのではないかと思います。ただし、オランダの場合には、要するに国家電力計画というものがあって、ある意味で位置・規模等の検討段階に当たる部分の具体的な計画を国が実施主体となってやっているがゆえに、S E Aが実施できるという構造になっています。E Uの国々の中で、民間企業が中心となって発電所の立地点を考えている国の場合に、具体的にS E Aを実施している事例が実際にあるというお話を残念ながら私は聞いたことがありません。そういう意味で、海外でS E Aを実施しているというのも、発電所の事例へ下りた場合には必ずしも妥当ではないのではないかと考えています。

4点目の問題点は、これも3回目ぐらいの委員会で申し上げましたが、発電所の小規模電源

へのリークに関するものです。こういったS E Aの手続をある程度具体的に、しかもかなり早い段階で入れることになると、発電所の立地に関して、現実にはなかなか無理な状況が発生すると考えられます。そういう状態になった場合、他方で電力をどうしても使いたいという需要者がいるから電力需要が増えるわけですから、何らかの形で電力の供給を必然的に考えなければなりません。S E Aがあるため大規模な発電所の建設には時間がかかるとなれば、それこそ分散型の小規模電源へどんどん移行していくこととなります。

現状はどちらかというと、家庭において分散型電源として導入できるコジユネが出てきていますし、例えばいま流行の燃料電池も家庭での導入を目指して研究開発が進んでいます。そうすると、分散電源の規模をどんどん小さくしていったら、家庭で導入をする発電源で電力需要を賄おうと考える者が明らかに出てしまう構造になります。そういう家庭用の小規模発電源まで環境省が指導しながら戦略的に環境アセスメント、S E Aを実施するのかという問題にぶつかってしまうわけです。

これも前の研究会で申し上げましたように、現在は大規模の発電所である程度発電を行っているため、大規模発電所に対する非常に厳しいコントロールのもとでNOx、SOx、PMなど大気汚染を抑えることができています。発電所の規模がどんどん小さくなって家庭用の発電源に移行すると、NOx、PM、SOxのコントロールが現状のようにできる環境下にはおそらく置かれなくなると思います。そういう事態をもし招くと、環境省ではなく環境悪化省の汚名をおそらく着ることになるのではないかと懸念されます。

5点目の問題点は、10ページ目だと思いますが、民間事業者等の取り扱いに関することです。CSRの考えとか、一定の手続を課すこととかいうことでの限界があるといった記述が出ており、この記述は、ある程度民間事業者のいろいろな特別な問題に対する配慮を入れようということだと思います。しかし、CSRなどがインセンティブになるという考え方は、ある意味で民間事業者の自発的な意思に頼るという考え方で、結局S E Aが具体的な実行力を持つ仕組みにならないと思います。特にPPSと呼ばれる業者の場合、どうやってS E Aを実効力のあるものにするのかということで、やはり大きな問題が出てくると思います。

以上のように、発電所の場合にはいろいろ問題点があり、それがきちんと十分に議論されていないということです。ただし、こういう問題点ばかりを申し上げていると、S E Aに反対するために私はどんどん発言をしているのじゃないかと、そういうレッテルを張られるというのも私にとってはたいへん不本意なことでございます。そういうことではなく、むしろ純民間事業者の活動部分に無理やりS E Aを入れようとしている点に問題があると思います。そこで、

発電所にS E Aを導入するための新しい提案をこれから1つさせていただきたいと思います。

発電所の場合、事業の位置・規模等の段階に相当する具体的な上位計画に関して、要するに国や政府が主体となって策定する計画が存在しないことが、基本的に大きな問題点だと思います。昔のある時期までは、わが国でも電源開発の基本計画というものがありませんでした。先ほど申し上げたオランダの国家電力計画に当たるもので、事業の位置・規模等の段階に位置づけられるものだと考えられます。過去にはそういう上位計画があったわけですが、規制緩和やJパワーの民営化などいろいろな流れを受けて現在は既に廃止されてありません。したがって、発電所の場合、事業の位置・規模等の段階に相当するものとして、環境省が、環境面から見た発電所の立地サイトのリコメンデーション計画といった形で、ある程度全国の発電所の立地点になる候補サイトにアセスメントを加えて、ここはいい立地点ですよという計画を提示すると良いのではないかと思います。環境省(国)が責任を持つ実施主体となってこういった作業をこの段階に加えて下さるのであれば、S E Aを非常にナチュラルな形で導入できるはずだと思います。

もちろん、環境省が実施することですから、あくまで環境面に関してというお話になると思いますが、具体的にそういう仕組みを入れて、S E Aをナチュラルに入れることを考えるのが本質的に妥当な方法だと私自身は考えています。

以上、私の意見でございます。

浅野座長 ありがとうございます。

それでは何か。原科委員、どうぞ。

原科委員 いろいろご指摘になりましたけれども、最初の方の、S E Aがなぜ必要かと。これについては私、最初の回がといいますか、この委員会で申し上げてきたと思いますけれども、これはもう自明だと私思います。逆にどうして必要じゃないかとおっしゃるのかわからなくて、そのことは中間報告書に書いておりますし。それに世界の各国の政府がS E Aを導入したということは、事業段階では遅過ぎるという認識が広まったからなんです。これはもう国際機関でも今そうなっておりますから。日本ではJ I C Aがそうです。ですから、そのことについて、これはもう資料、報告書もご紹介しましたし、読んでいただくとおわかりになりますので、いちいち申し上げることはないのですが、例えば、立地点が決まってから事業をやりますよとやった場合、多くの場合紛争が発生します。これを早い段階でやった場合には紛争が解決するんです。そういう例がたくさんあります。これ一つとっても明確ですよ。ですからこれに対して私はもう議論の余地はないと思いますので、このことを今またこの場でおっしゃったのは、少し私も不思議なんですけれども、このことを申し上げます。

2つ目に、位置・規模の検討段階、複数案の検討がメリットである。これはそういうことで言っているんですけれども、発電所の場合は違うというご議論なんですけれども、その辺がP P Sとの関係で違うとおっしゃったんですが、ただP P Sとの競争というところに焦点を合わせて議論されますけれども、もっと大きな事業では問題があると思います。大規模な発電所です。我々は大規模なものに対しましやりましようと言っているわけですから、これは議論のポイントが違うと思います。そういう場合に、やはり立地の差というのはものすごく影響が大きいですね。自然保護すべきところに大規模な発電所をつくったら困るわけですよ。もう決まったからやりましようというのでは、当然それは住民が反対します。住民だけじゃない、自然保護団体もみんな反対しますよ。ということになるわけです。

それから、3つ目で海外には事例が少ないとおっしゃいました。これはどういうことかと考えますと、多くの国ではこれまで公共的なアプローチで、公共主体がやってきたんです。だから、民間事業は小さいもの、大きなものは公共がやってきたと。こういうことがございますので、結果的にそうなるんです。だから少ないというのもそれは当然、まずパブリックがそういう面、大変強いわけです。つまりパブリックアクティビティだと考えられているから、民間事業としてのケースが少なくとも、基本的にはもちろんパブリックサイドの問題というのでやってきたんです。で、オランダの例はまさにおっしゃるそのとおりですね。オランダの場合は、政府がそういう意味で、上位計画段階でしっかりアセスしているとなりますか。

そういう意味で、発電所はやはりS E Aが必要な事業なんですよ。これはもう明らかだと思います。これは国際機関、O D Aの世界でもみんなそうなっています。世界銀行はもうご存じのとおりですね。これきちんとやらせていますし、それから日本のJ I C Aもそうになりましたけれども、これは当然です。

ですから、先ほどの海外の事例が少ないというのは、それはある局面だけ見ておられるので、全体的には世界もそうなっているということです。

それから、もっと大切なことは、我々は、我が日本は環境立国と言っているんです。2005年には経済産業省がサポートして愛知万博を開きました。これは環境万博と言ったんですね。つまり、経済産業省が政策面で、環境配慮をしっかりとすることを世界に宣言しているわけです。これはある意味では、たくさん人が集まりましたので成功したとも言えますけれども。そのアセスでは、計画が大きく変わりました。これも複数案の比較検討をやれば、4年もかかったアセスメントが、本来は2年で終わったはずなんです。ですから明らかに、複数の比較検討をやった方が有効なんです。これは我々、そういうを経験をしたわけです。ですからそうい

う意味でも、いかに進んだ考え方で環境配慮していくか、これは大変大事なことなんです。環境配慮の世界の中では、アメリカとかイギリスとか、そしてオランダが進んだ国だとみんな知っています。知られている、特にオランダはそうですね。オランダがそのような格好でやっているのであれば、まさに日本はそれに負けられないようにするべきなんです。そういう、やはり高い目標を掲げないとだめだと思います。

それから、分散型になっていくとどうなるかとおっしゃったんですが、だからこそ必要なんです。個別の小さな事業ではチェックできない。したがってその累積的影響を見るために計画段階でチェックする。そのために政府の関与は必要だと思いますよ、おっしゃるとおりに。そういう格好で、まさに累積的影響を見るために、個別の小さなチェックができないからこそ必要なんで、S E Aは必要だとおっしゃるのと同じことなんです。分散型でやったら困るだろうと。そうなんです。だからS E Aが必要なんです。ほかにも申し上げたいことがありますけれども、まずそれだけ申し上げておきます。

浅野座長 ほかにご意見がございますか。

では石田委員。

石田委員 今のことに直接というわけじゃないんですが、例えばこの4ページのS E Aの手続のところの「事業の特性、事案の性質等に応じた柔軟な取り扱いを妨げるものではないことに留意する」とか、非常にS E Aが実効性高いものになっていくような書き込みが工夫されていて、それは高く評価したいと思いますし、いよいよ日本もこのS E Aのガイドラインの制定に向けて、大きな一歩を踏み出せたなというふうに理解しています。

そこは高く評価した上で、一、二点少し気のついたところを申し上げたいと思うんですが、このガイドラインは共通的なもので、個別のことは自由にしている割には、具体的な書き込みの部分でかなり細かく書き込んでしまっているところがあるのではないかという気がしています。また、事前に送っていただいたものと若干変わっている部分もございますし、この研究会での検討というには、週末にお送りいただいて、今日月曜の検討でございますので、そういう意味でも別の委員のご指摘にもありましたように拙速かなと私も実のところちょっと感じているところでございます。ただ、そういうスケジュールの中でも、できる限りこのS E Aの運用もするような方向にということは、私も大いに賛成でございますし、極力誤解の生じる余地がなるべく最小になるような方向で実現していければと思うわけです。細かいと申し上げた幾つかの理由ですけれども、事業アセスを意識した書きぶりのところがたくさんあるわけです。評価文書の作成プロセス等もそうだと思いますが、法的な根拠があるものとガイドライ

ンとの差というのがありますので、そこは余り細かく書きすぎて、S E Aの導入に水を差すようなことになっていけないのかなというような気がいたします。P Iの書き込みのところなんかもそうですけれども、個別の事業の中でもさまざまな環境配慮がなされていますので、そういうものをうまく尊重しながら、共通のガイドラインの中に皆自主的に集まってくるような方向のガイドラインが期待されます。S E Aの考え方に沿った先行的な取り組みに対して、このガイドラインができたからにはこれに従いなさいというような書きぶりではなく、うまく誘導していったり少しずつ時間をかけて、このガイドラインが実効性の高いものになっていく必要があるだろうというふうに思います。

ちょっと細かすぎるというような印象を持ったもう一つの大きな理由は、当初既存の資料を原則として、いろんな検討を進めるような共通認識だったかと思いますけれども、その割には、ここまで書くと、柔軟にやってよろしいと書かれているものの、やはり極力その方向に従おうとすると、事業主体者にとっては結構過大な負担になることが懸念されます。ですから、今申し上げたようなところを極力S E Aに対する理解者が減ってしまわないような工夫をしながら、まとめていければというふうに考える次第です。

浅野座長 具体的にはどこがどんなふうということなのでしょう。前回までに議論した評価の方法に関して、既存のデータで十分ですというようなこと書いたりして、それもそこに残っているんですね。ですから、あとのほうまで通して読んでもらえればその部分は全部全面的に残っていて、ただそれを手続という流れに置いたときには、標準的にはこんなことになるのではないですか、というのがこの部分です。ですから、文書をつくってくださいと言っているだけであって、その文書の中身が細かく諸元にもとづいて環境影響を調べた今の準備書のようなものでなければいけないということにはならないといえるのではないのでしょうか。

石田委員 座長に誤解を与えたかも知れませんが、具体的内容を否定しているというのではなくて、送られてきたものと若干また変わっていますので、もうすこしじっくり読ませていただきたいという気もするので、そういう意味で拙速だと思うのです。地方分権の流れにもかかわらず国が詳細に定めてS E Aの段階でもいろんな評価、チェックのようなことをして、またアセスでもやるんだったら手続が二重になるような印象を持って読んだところが随分ありました。

浅野座長 わかりました。

これは、私が答える筋でもないのですが、もともと当初の構想から言っても、共通のガイドラインというのは割合抽象的に書かざるを得ないという宿命があると思います。それで、やは

り具体的にはどういうことになるんだろうというようなことで、実際に当てはめた場合には、個別事例ではこういうふうになるんでしょうねというような、イメージ図みたいなものは当然また別にあってもいいだろうと思うわけです。ただ、最初から余りそのような個別計画種のイメージ図を出し過ぎてしまうと、それが全体のルールを示しているかのように規範的にとられてしまっはまずいので、それはやめようということになっています。

ですから、実際に私自身も経験しているんですけども、大規模公共事業の準備段階では環境面からもいろんな検討をするということはあるわけで、そのような場面では結構 S E A と変わらぬことをみんなやってきていますが、そこで出てくる資料というのはせいぜい A 3 1 枚ぐらいのものに、ばあっといろんな案が書かれていて、環境面でのチェックポイントも出てきて、これだったらこうなる、これだったらこうなるという結論が出てくるというようなものがないわけではない。しかし、極端に言えばその程度のものしかできない場合にはそれでもいいのだという気がしているのです。

だから、確かにもう 1 回その辺を検討しないといけないかもしれないのですが、ここでの事務局が用意した原案の文章を、何となく E I A を知り過ぎている人を見ると、書いてくるものが皆 E I A のコピーのように見えてしまって、したがってそこで出さなくてはならない文書も物すごく細かいものじゃなければいけないというイメージになり過ぎるとしたら、それは決して真意ではないですね。

そこで、石田委員の今のご意見はご意見として、委員ご指摘の点に関しては極力誤解を与えないような形で、素直に受け取ってもらえるように工夫をすべしという意味ではよくわかるので、事務局もそのような苦勞をしたあげくこう表現になったんだという気もしているのですけれども。最終的に外へ出していくときには、やはり前の何回かの委員会の中で具体の検討例などが公表されていますから、S E A といわれるものはこのぐらいのことをやっているのだとか。この程度で済んでいるのだというような、いってみれば相場感がつかめるようなものが、今後、実際に外に出ていくときには必要なのだらうと思います。

そして、それはむしろ各省がこれを受けて個別の計画種についてのガイドラインがつくられるときに留意してくださいということを言わないと、むしろそちらが心配ですね。非常にがちがちのものを各省につくられてしまうと、S E A と E I A の違いが全くわからないようなものになってしまう。それでは困るということが、この共通のガイドラインを受け取る側が理解できるように、さらにこの共通のガイドラインを細かくしていくときに、細かくと言ってもそれは文書の細かさを言っているわけではないということが、とにかくわかってもらえるようにし

なければいけない。ここはむしろ情報の出し方の問題点として、事務局がご注意を受けたというふうに考えて聞いてもらったらどうかと考えます。

吉野課長補佐 次の会でこのガイドラインの性格ですとか、今後の導入についてに書き込んでいくことになりますので、そこで今のご意見を踏まえて整理をしたいと思います。

浅野座長 では田中委員、どうぞ。

田中委員 別の論点で、事務局にまず確認させていただきまして、その後コメントというか、意見を申し述べたいと思います。1つは2ページのところ、これは文章の読み方の話なんです、2ページの真ん中に「公衆」と書いたのがあります。この2行目に「以下『公衆』という」というところですが、この場合の公衆には「当該地域」、これ関係地域だと思いますが、「当該地域の住民を初め」、「専門家等」とここまで含んで公衆という概念に当たるのか、これちょっと確認したい点です。あるいは「国、地方公共団体のほかで」、ここまで含めて公衆と言っているのかどうか。文章の読み方として確認したいと思います。これが1つです。

2つ目は、3ページの「地方公共団体」としたときに、この場合は後の方では、例えば4ページ以降には「関係都道府県・市町村」と書いてありますが、これと同じ意味なのかどうか。つまり、地方公共団体は、この場合は都道府県及び市町村が意見を述べるというふうに理解していいのかどうか。これが2つ目です。

3つ目が、P Iとの関係で2ページ下から3ページの頭と、それから、最後の10ページのところにもP Iとの関係が書いてあります。「P Iにおける環境面での検討については」ということで、このガイドラインを踏まえる、それから評価結果を文書にわかりやすく取りまとめて公表するとされています。この個別の考え方についての確認なんです、その評価文書として評価書案をつくる。それから、そこについては環境部局が意見を述べるとか、地方公共団体が意見を述べると、こういう手続がS E Aの方に入っておりますが、P Iのこの流れの中でも、そのことを同じ内容、同じ手順といいますか、そういうものが担保される、確保されているという意味なのかどうか、これが3つ目の質問です。

4つ目は、民間事業者の扱いということで、特に先ほどもご議論が出た10ページのところ、民間事業者の扱いというところがありますが、この民間事業者等の中には、先ほども発電所の話が、電力事業者の話がいろいろ議論になりましたが、これ以外にどんなところが想定されているのか。

もう一つ最後の5点目、質問ばかりで恐縮ですが、11ページに、事前に送られてきた文書とちょっと違っているところがありますので、確認させてください。上から4行目、5行目で

しょうか、「法治主義の原則からも、本ガイドラインに基づいて民間事業者に一律の手続を課すことには限界があることから」という文言が入っておりますが、これはどんなことを想定されてこういう文言を入れられているのか。このことも含めて5点、少し質問をさせていただきます。

浅野座長 研究会をやっているので、審議会をやっているわけじゃないから、次々に事務局への質問というのも変な感じもするんですが、とりあえず事務局が原案を出したのでから答えてください。

吉野課長補佐 順番に答えさせていただきます。

2ページの公衆の範囲でございますが、文章上わかりづらいかと思いますが、「当該地域の住民を初め」から「専門家等」まで含めて公衆ということで定義をしております。これは主体である国と地方公共団体、別々書いておりますので、それでご理解いただけるかと思ってこのように書きました。

また、地方公共団体でございますが、わかりづらいかと思いますが同じ趣旨です。関係都道府県と市町村の意見を聞くという手続を書いておりますので、後との整合をとる意味で今後考えたいと思います。

それから、このプロセスをPIで、きちんとSEAのガイドラインを踏まえていただくという趣旨なのかと、そういうことだと思うんですが、このガイドラインを踏まえて評価書を取りまとめるという中に、このガイドラインに書かれたプロセスについてもその考え方を踏まえてやっていただくということが含まれておりますので、委員のおっしゃるとおりでございます。

それから、民間についてですが、発電所以外で環境影響評価法の事業対象となっております民間事業者が行う事業は、鉄道の事業がございます。

5点目でございますが、この法治主義の原則云々の記述が法律的にどうなのかというところについて、自信のないところでございますが、先ほど小川先生よりご指摘ございました民間事業者について、法律によらずに一定の手続をするように課するというものについては、問題であるという認識がございまして、それをつたない文章でございまして書かせていただいたものでございます。本ガイドラインは法律ではございません。国会を通過しているわけではございませんので、これによって民間事業者にこれをやりなさいということを書くのは難しいということが書きたかったのでございますが、法律的に問題がある文章ということであれば、ご意見をいただければと思います。

浅野座長 別に間違っているとは思わないのですが、こんなに大げさな言い方は普通しませんねというだけのことで、つまりガイドラインそれ自体には法的な拘束力があるわけじゃない

から、これで命令しているわけでも何でもありませんとだけの話です。

田中委員 そういう趣旨であれば、わかりました。

浅野座長 と思うのですけれども。

それよりも、それを前提にしてその後、何かご意見がおありでしょうか。

田中委員 いくつかありまして、P IとS E Aとの関係はよくわかりました。P Iがもう既に先行されて手続がされておりまして、そこにS E Aと同じ内容と言いますか、同じ水準の手続が組み込んで行われれば、それはS E Aと内容面は確保されたということで、そのことで環境影響の回避または低減に向けた検討がされるというふうにこれで受けとめる。その考え方は理解できました。

それから、関係都道府県やその他の表現は、これは少し整理した方がよろしいかなと思います。

それから、民間事業者の話ですが、発電所以外にも鉄道があるんですか。鉄道事業者。それからあと、区画整理事業なんかもあるんですね。都市開発とか。

浅野座長 都市開発、産廃もありますし、それから大規模電源開発も。

田中委員 いくつかあると思うんですね。そこで、先ほど原科委員からもお話が出ましたが、何とかビジネスアイとかいうマスコミ誌で、電気関係の事業者代表の方がコメントされていて、私もその記事を読ませていただいたんですが、このS E Aができると発電所が建たなくなるという、そのような趣旨のご発言があったように聞いています。たしか、これも環境アセスメントを今から20年前に導入するときにも同じようなそういう話があって、事業者が強く反対したと記憶しています。しかし、その後の推移をみますと、現実にはやはりアセスメントをやって発電所は建ちましたし、それなりにきちんと環境面に配慮しつつ発電所事業が進んできたように私は理解しています。

したがって、S E A、つまりより早い段階で、計画の複数案を提示をして、そして住民の意見を聞きながらよりよい計画内容にしていくというのは、そのことをやったからといって、短絡的に事業が実行できないというふうに行くのかどうか。私はそれは少し疑問のように思います。先ほど小川委員からもそんな話がありましたけれども、むしろ前回の1月30日の段階で事業者からのヒアリングをしたときは、計画の立地、計画地域の選定の段階でも、多少は関係する部局だとか住民には情報を提供しながら意見を聞いていると、こんな話もありました。そういうことを踏まえると、むしろ今まで実態的にやってきたことをS E Aという手続の中で、きちんとしたオープンな形でやったらどうかと、そういうふうには私は理解しています。

そういう点では、いくつか表現のところはありますが、基本的には民間事業の場合でも、とりわけ環境影響が重大な事業については、早い段階からS E Aの手続を行うことでよりよい環境配慮にしていくことができる。だから早い段階で情報開示することが、その事業計画がストップするというのではなくて、むしろ、今のこの環境の時代には、そういう問題といえますか、環境影響が大きなものはむしろ早い段階から情報開示をして地域での合意形成を図るように、まさにそのP Iの発想で行っていくことが大事ではないか。そんなように思っています。

浅野座長 では屋井委員、どうぞ。

屋井委員 やっと回ってきましたので、ちょっと多いですけども、5点ぐらいありまして、簡単な方からいきます。

今回のこのガイドラインづくりについては、構想段階の計画づくりに対応するS E Aガイドラインということですから、非常にフォーカスがはっきりしているということで、私はぜひ進めていただきたいと思っている立場ではあるのですが、やはり今日の資料を見てみると、「環境に配慮しつつ、国民や市民や利用者の意見を聞きながら、そこに参画という概念があって、計画をつくっていきこう」という、その全体をカバーするような、そういう心づもりというか意図はないと思うのです。だから、S E Aでカバーしようとしている範囲をかなり明確に位置づけをしていく必要があるんじゃないかというのが、今日の発言のベースにあります。そういうことで何点か申し上げたいわけです。

簡単な方からいきますと、文言がちょっと。伝え方を2点ほど変えていただきたいと思うのは1ページ目の対象計画という、スタートのところ「事業の特性や事案の性質、地域の実情等を勘案しつつ」、私何度か申し上げているんですが、多分この一番最初は事業の特性じゃなくて、やはり対象計画の特性をきっちりと判断すると。そして、その裏は、対象によって計画の内容が違うというだけではなくて、その手続が違うということです。制度が違う。ここまで考えなければいけない。

それから、それにかかわるんですが、4ページの方に今度は2カ所、上から5行目、6行目、「対象計画の検討」と出ています。下の方にも実は同じ言葉、「対象計画の検討」という言葉、出てくるんですが、この検討という言葉は極めて曖昧なんです。従来は内部検討なんていうのも検討に入っていまして、だれにも出さないで行政の中だけでつくって、最後できた後にポンと出してくる。これも検討だったんですが、それではだめだといって、公開されてきている。今まで議論がありましたが、やはり何らか公開されている手順、手続というものがなければ、これは検討といってもまさに内部検討に過ぎないということでありまして、多分ここで書かな

ければいけないのは、検討という言葉よりは計画策定プロセスそのものだと思うのです。その計画策定プロセスという言葉、後ろの方に、7ページには出てきますが、この言葉をちゃんと使っていただきたいなということです。それが2点目であります。

ちょっと内容に入っていきますが、3点目は2ページの、先ほど議論の出たP Iの部分であります。公衆、このアの公衆の中の第2段落、「計画者等が」という、このくだりは非常によい文章が書かれていると思います。特に、「環境配慮を行うという環境保全に向けた積極的な参画・協働を推進し」ということで、ですから、計画を環境に配慮しつつ、作っていくというときの参画・協働がここに示されているわけです。

私が思いますのは、それ以降に書いてあるP I、これもいわばそういう取り組みの一つでありまして、どちらかと言えばここで言っている公衆あるいは市民に参画や協働を求めていくような、そういう形での計画づくりということですから、今ここに書いてある文章は多分公衆という中で書かれているのですが、最後の文章は趣旨が違ふと思うのですね。多分ステイクホルダーにどういうものがあるか、中には公衆がいると。公衆に対してどういう取り組みをしているか、その例にP Iがあるのだと。P IはP Iとして公衆も取り込みながら計画づくりを進めていて、S E Aとしてもそういうものをぜひ参考にすべきである、そういうふうにするにはいいじゃないか、という趣旨で記述されていなければならないけれども、ここはなぜか最後の文章が「本ガイドラインを踏まえ、その適切な実施がなされ」云々ということで、公衆とは関係ない結論が書いてあるんです。ロジック的に飛んでいる感じがするので、ぜひ公衆という観点から、P Iがどういう役割を果たしているかということ、ここではきちりと評価すべきではないか、もしまだ課題があれば、その課題を改善すべきという趣旨があっても構わないと思うんです。

それから、4ページのS E Aの実施の発議なんですが、これはわかるんですが、先ほど来の対象計画の検討、言葉を変えて計画策定プロセス、これが始まった段階では必ず発議をしなければいけないですね。これは絶対やりますから。そのときにS E Aが同時に動いているかという、これにはいろんなケースがあると思うんです。特に、先ほど愛知万博の話も出ましたが、道路の計画でもそうです。途中で代替案が市民の方の意見でふえたり減ったり変わったりということが起こります。ですから、それがまさに参加型のプロセスの大変重要なところであるし、それを許容できないと、最初から決めているということで進まないということが、往々にしてあるわけです。ですから、そう考えていくとS E Aというのは代替案がふえたり減ったり、いろいろ出てくる段階、そこを全部カバーして市民とのやりとりを進めることなのか、あるいは、代替案が幾つか決まっただけで、それに対する評価を横並びにしていく行為なのか。私は後者で

あると認識しているのですが、そうなる、それに至るまでの市民参画型の計画をつくるプロセス自体は前に置かれるんですね。

ですから、同時に発議をするようになっていますが、現実問題は、そういうケースばかりではなさそうだということをご理解いただきたい。それから同時に、ここにスケジュールがありますが、私はスケジュールだけでは不十分で、これは手順と日程と2つに分かれるべきだと思うんです。何もスケジュールを示さないで進めるというのは問題だけれども、一方で日にちを決めていたら、それ以外に柔軟性がないのかということで、大変なクレーム、いろんな不満が出てくると思います。しかしながら、前もってどういう順番で、手順で進めていくかということは、公開できる方がいいと思います。そういうことを公開せずに、途中で手を変えていくのは問題だと、不透明だと思います。それは公開するべきだと思いますが、一方で日にちについてはいろんな問題があるので、決めてもいいけど柔軟性もなければいけないということがわかるようにすべきではと思います。

最後になりますが、10ページのところで、これもその他の(1)の「公共事業分野における」云々というところなんです、ここも関係性を書くのであれば、私の今日に至るまでの理解では、SEAは計画プロセスの中の一部だというふうに認識していますので、そういう意味で従来、あるいは今後あるべき計画策定プロセス全体とSEAという対比関係で、関係性を書くのだったらわかるんですが、そういうことに触れずに、「環境面については、本ガイドラインを踏まえ、評価結果を文書にわかりやすく取りまとめ、公表することとする」。これは極めてマイナーなことが書かれてしまっている気がするのです。そんなことはやっているよということでもあるでしょうし、あるいはやっていないとしても、たかだかわかりやすく文書にまとめて公表するぐらいはPIでどんどんできるでしょうから、そのことよりは、ぜひSEAとしてカバーしていく分野と、計画策定プロセスなり計画づくりというのがどう連携しなければいけないかがもっとはっきり書かれて、場合によっては計画策定プロセスの中にSEAを内包するような、そういう新しい仕組みをつくりなさい、ということでもいいかと思います。逆にできれば、もちろん逆もあり得るのですが、それは難しいんじゃないかというふうに思っています。

以上です。

浅野座長 ありがとうございます。

幾つかご指摘をいただいた点があるわけですが、スケジュールの点については、もともとこれは原案を書いた人も日にちまで考えてスケジュールは書いていないと思うので、その点で誤

解を与えないようにしなければいけないというご指摘は、そのとおりだろうと思います。

それから、何人かの委員からのご発言の中で、既に出ているのですが、「公衆等」という言葉でいいかどうか、これも最終的にはちょっと考えておかないといけないかもしれません。というのは、もともとEUの指令では公衆という言葉はもう少し意味を限定していて、NPOくらいまでが公衆になっており、専門家は公衆の概念に入っていない。そこで公衆等といってみたわけですが、専門家の役割を強調する必要があるなら、それもちょっときちっと表に出す方がいいのかもしれないので、この点は最終的には考える必要があるかもしれません。

はい、どうぞ、小川委員。

小川委員 先ほど原料委員から幾つかご反論というかご意見がありましたことと、それから田中委員からもいただいたご意見について、幾つかの点で申し上げたいと思います。

まずSEAがなぜ意義を持つのかということで、私が申し上げたのはジェネラルなSEAの話ではありません。ジェネラルな意味でのSEAは私も非常に重要だと理解しています。要するに位置・規模の検討段階で民間事業者が実施主体となって、経営判断としていろいろなことを考えている発電所の場合、事業アセスの段階で実施する内容に関して、どういう重要な問題が発生しており、SEAを導入でそれに対して何をやると今までにない優れたことができるのか明らかにする必要があります。そうしないと、民間事業者の主体的な活動でSEAを導入するインセンティブが働かなくなってしまう。あくまで発電所でSEAの導入を考えた場合の意義が、今までの研究会の中で具体的に明らかにされていないと申し上げたわけです。

2番目に、複数案のお話で先ほどPPSを強調して話したものですから、PPSに関する反論をいただきました。実は発電所の場合には前の研究会の議論でも申し上げましたが、PPSだけでなく10電力のような大きな電力会社の場合でも、複数案の検討ができるかという問題があります。これまで研究会で示された事例では、具体案A、B、Cがあって、こういうふうに複数案の検討ができるというご説明があり、ああなるほど、これは確かにSEAを実施する意義が非常に大きくていいものだとして理解できました。しかし、このような説明をいただくことができた事例は、一つのサイトの場所がある程度限定されて、その中で複数案を考えることができ、どれがいいのかという議論ができる構造を持っている場合であると思います。大規模な電力会社の場合に発電所の立地をどう考えるかということ、国全体のエネルギー政策、環境政策を議論した結果、電力会社自身の経営目標、経営計画などを議論した結果等も踏まえて、それを念頭に置きながら、一地点ではなくもっと広域的な領域の中で、どういう発電所をどういう具合に既設等の発電所と組み合わせていくとよいかということを考えながら決めていきま

す。したがって、一つの立地点について複数の選択肢をリストアップして最終案を決定するという次元の話ではありませんので、。S E Aの意義を示した事例のような複数案の検討がなかなか難しいと思います。

事業者ヒアリングでも、例えば燃料をどうやって調達してくるかというインフラから何からすべてを特定して全体像を考えないといけなくて、立地点を特定して石炭ができる、L N Gができる、何でも可能だという選択肢があるわけではないのだということを事業者からきちっとご説明になったと思います。そういった意味で、S E Aの導入によって具体的な複数案の検討というのが、もし発電所の場合にできるのであれば、具体的にこういうことができるから意義が大きいということ、きちっと提示をする必要があると思います。S E Aの導入で意義があることをできるからこそ、民間事業者に対してもある意味でインセンティブが働き、S E Aをちゃんと実施する意思が働くようになると思いますので、繰り返し申し上げます。

次に、海外云々の話については、これも私が申し上げているのは発電所のケースです。E Uの大国の中で、例えばドイツとかイギリスは計画段階から発電所を民間事業者が担当している構造にあると思いますが、こういった国々で発電所にS E Aを具体的に実施をして、こういう意味がある結果が得られたという事例を、残念ながら私は聞いたことがありません。先ほどS E Aの事例をお話したオランダの場合は国が実施主体の国家電力計画を持っています。そういった意味で発電部門に関してS E Aを具体的に実施している国はよというお話が出なかったとあまりないということで申し上げます。

4番目は、家庭部門までおりていくからこそ、S E Aでくくって累積的影響をみるというご発言がありました。大きな問題は、要するに家庭部門までおりてしまった場合にどうやってコントロールするかということです。C O₂排出の問題でもそうですが、一番日本でどの部分がC O₂排出が伸びて困っているのかといえば、家庭部門、あるいは自動車を個人が動かすガソリン車の部門で、非常にC O₂を抑えることができず、有効な手立てがなく困っているわけですね。大規模発電所の建設でいろいろな壁がだんだん大きくなる結果、それよりも別の選択をした方がいいと民間が考えるようになると、どこまでいけるかといえば、家庭でコジェネレーションを置いて電力を供給する選択肢までいってしまいます。小規模分散型発電の事業を、S E Aを使って、どうやって具体的にコントロールするのかと思います。S E Aは確かに優れた制度だと思いますが、その制度を導入すればオールマイティですべての問題を解決できると考えるのは行き過ぎで危険だと思います。

浅野座長 ちょっとすみません、そこがちょっとかみ合っていないようです。そのことを前

提にして、そういうふう小さいところに逃げていくと言われたのであって、それに対してむしろ、ちゃんとS E Aをやった方が小さいところに逃げていかない道を開くことになるんだというのが原科委員の意見ですから、その点はもう立場の違いですからね。ちょっと議論がかみ合っていないので、そのぐらいでいかがでしょうか。

小川委員 はい。

浅野座長 さて、もう残りの時間が限られているのですが。

はい、では栗本委員、どうぞ。

栗本委員 ちょっと今の関連はないんですけども、特に4ページのところで、真ん中付近に、やはりS E Aの場合については、各段階においていかに適切な方法で、より必要な情報を可能な限り公表するとか、適切な意見形成に必要な期間を設けるということで、アセスの場合、大変期間的な話というのは大事だと思っております。現在、E I Aの関連でも、いわゆるコミュニケーションのところですね、ここはもう大変重要な課題だと我々も思っております、ぜひこのS E Aについてはそういう公衆といいますか、例えば国、地方自治体も含めてですけれども、私どものようなコンサルタントとか、それからNGO、NPOなどのもっと真剣なそういうコミュニケーション、こういうものもこれからますます大事になってくるんじゃないかと思っております。

以上です。

浅野座長 どうぞ、屋井委員。

屋井委員 スケジュールについては、私も日にちなんていうことはもちろん無理だとは思いますが、もう少し積極的にというのかな。手順みたいなものであったら、これだと「決まっている場合」という表現なんだけれども、そうじゃなくて、そういうものは、始める前にきちんとオープンにするというのが大原則だというぐらい書き込んでもいいという気持ちがあるものですから、申し上げたのです。

浅野座長 はい、その姿勢はよくわかっております。

屋井委員 それで、1点だけ。今日、アメリカの例を出していただきました。アメリカなんかのP Iも、もちろんN E P Aとの関連で決められているものもあるけれど、やはり計画法の体系の中とか、CFRなんかでも規定しているでしょう。ですから、私が申し上げたかったことは、これから計画づくりの方もさらに改善していかなければいけないし、それはもう多くの分野で問題意識もあると思うのです。ですから、制度として変えるときに、今回のガイドラインが逆に障害になったり、足かせになったりしたら、これは決して結果的にうまいことではない

ので、そういう意味でスタンスを明らかにしてもらった方がいいということを申し上げたんです。

浅野座長 その点は全く同じことを私も考えてはいるわけです。だからこそ、これが、手続そのものを縛るということにはしたくないということも言っているわけですね。それは全くそのとおりだろうと思います。

S E Aはあくまでも環境面からということがまずはっきりして、その面から持続可能な社会をつくるためのツールだということですから、最終的に公共事業の場合には、公共事業の決定は、さまざまな価値の統合的な決定が行われるわけであって、決して、環境価値だけでは決定できないという面があるわけです。最終的にはそれが持続可能な社会の形成に資するという意味で、どこかで一致するのだらうと思うのですが、やはり別の要素を当然考慮に入れている。これに対して、環境面では環境面としてきっちりやらなきゃいけないということを行っている。ということですから、大体屋井委員の言われるお話とほぼ似ているのだらうと思うのだけれども、10ページのところに関連して屋井委員がもっとS E Aの特色をはっきりしろといわれることは、それはそれでわかるのですけれども、P Iとの関係だけを考えるときにはその面が非常に強く出てくるのでしょうが、そうじゃないものもありますから、さまざまいろいろあって、こういう整理になっているということで、とりあえずご了解ください。

宇賀委員、いかがでしょうか。

宇賀委員 5ページの評価文書案の作成のところ、評価方法の話があり、それから結果を記載した評価文書案を作成すると書いてあるんですけども、ここの評価方法という中で、あるいは含意されているのかもしれないんですが、評価に用いられたデータ、どういうデータを用いたかというのは非常に重要だと思います。政策評価の分野でも、評価方法と、それから評価に用いられたデータについてはすべて公表するとされています。それが評価が適切かどうかを後から、外部から検証をする際に不可欠であるということで、評価データの公表ということも非常に強調しておりますので、ここで含意されているのかもしれませんが、もう少し明確に出た方がいいのかなというのが1点です。

もう1点が、3ページのところで、例えば環境基本計画等においてわかりやすく示すとか、あるいは10ページのところでP Iでわかりやすくということが書かれていて、S E Aに関する評価結果書、あるいはその案につきましても、わかりやすくすることは当然のことだと思うんですね。政策評価法をつくりますときに、E I Aの方で、専門的な用語が使われていてわかりにくいとか、あるいは非常に膨大でかえってわかりにくいといったような意見が出たことを

踏まえて、わざわざ政策評価法の中に評価書だけでなく、その概要についても別途公表するという既定を入れたことがあります。S E Aの方はE I Aと違って、先ほど座長も言われているように、場合によっては非常に簡単なものが出てくるので、そういう概要が必要ということは一律には言えないとは思いますが、やはりS E Aの評価文書案についても、一般の国民にわかりやすい形で示すということがもう少し明確に出た方がいいのかなというふうに思いました。

以上です。

浅野座長 ありがとうございます。重要なお指摘をいただいたと思います。

石川委員、何かございますか。

石川委員 よろしいですか。感想めいたものになるかもしれないんですが、3ページのところの地方公共団体、私、地方公共団体出身なのでこだわりますが、その部分です。別に文章がどうか、言葉がどうかということではございません。これを見るとわかりますように、実は地方公共団体についても、事業あるいは計画主体との、いわゆる協力関係というのが非常に密接にならざるを得ない。これまでは計画部隊あるいは事業部隊とは一線を画するという形で、そういう態度でできたところが非常に多いと思うんですが、どうもこのS E Aに至りますと、むしろそれと積極的に協力しながら環境保全を図るというのが必要になってくる。つまり、これまでの態度とはかなり変わった考え方、そういうものをせざるを得ない部分が出てまいります。その辺のところは、地方公共団体のみならず、国においても同じことだろうと思いますので、環境省の方にお願したいのは、地方公共団体と密接に連絡をとりながら、S E Aというのを円滑に、かつ実効性を伴うものにしていただきたいということでございます。

浅野座長 ありがとうございます。

確かに、今までのE I Aと違うということを、いろんな形ではっきりしていかなきゃいけないことは事実ですね。この段階では「審査」とかというような言葉に余りなじまないのだろうと思うのです。最終的には、E I Aの段階ではしっかり精査をするわけですから、だから何もこの段階で、審査をしてS E Aをクリアできたからというような議論は、何となく論理的に見ても矛盾ですね。その段階で、よりよい選択が行われるかどうかということの、言ってみれば「支援」ツールということの方にウエートが置かれる……

石川委員 そうですね、よりよい選択をするように支援することだろうと思います。

原科委員 そういう、ですからプロセスですね。プロセスがきちんと行われているかどうか。そのことはむしろ環境部局とか、環境省とか地方自治体の監督等がチェックしてもらおうと、こ

れはすごく大事だと思います。ですから、審査という概念よりもプロセスの確認といいたいですか。

石川委員 そうですね、なあなあになりがちなので、そうならず透明性を確保すると、要するにきちんとするということ。

原科委員 透明性ですね、キーは。だと、もうそうしないと、結局いい加減にやってみると、E I Aのところでもとんでもない話が出てきて、うわあっということになる。それじゃ困るんですよ。だから、むしろ早い段階でE I Aのときに大騒ぎしなくて済みますねというたぐいの話なんじゃないの。

石川委員 やや、比較的 何といいたいですか、機械的にできた部分が非常に多かったわけですが、でもS E Aとなると、どうもそれはなかなか通用しないという部分が出てくると思います。それだけに、透明性確保が大事だということなんだろうと思います。

浅野座長 さてとそろそろ時間ですが.....

原科委員 一言いいですか。

小川委員のおっしゃったことに一言だけ、私からも意見を申し上げますが、まとめていいですね。複数案の比較検討ということは、発電所の場合どうかというご質問、それがほかのことと関係します。

今、透明性ということのご議論はまさにそこなんです。電気事業連合会の方においては、いろいろ難しい問題があって、検討に時間がかかってなかなか公開できないということでおっしゃっておりますけれども、まさにそのプロセスを公開することがS E Aなんです。そういう視点を切りかえていただきたい。そうすると、例えば計画が決まってから紛争が起こって困ることが減るわけですよ。だから、計画を決める段階、プロセス全体を透明にすることによって、初めて地域の合意が得られるということが一番大きいと思います。ですから、それがなかったためにいろんなところで紛争がいっぱい起こっているわけですが、今、そのことを回避するためにも、これは大変重要なことだと思います。

そういう観点からいいますと、計画のプロセスと、それからS E Aというのはほぼ同時並行的に進めるのが一番いいんだと思いますので、屋井委員に対しては私はそういうふうにお答えしたいと思います。

浅野座長 それでは、予定の時間まであと7分ぐらいですが、事務局からは延長も可とされていますが、私は余り延長が好きではないので、今後の検討の進め方についてという紙が一枚事務局から出ております。

実は、拙速と言われるのは大変つらい面もあるのだけれども、3月までには共通のガイドラ

インをつくるということが、言ってみれば我々に課せられたミッションとしてありますし、それはなぜかといいますと、共通のガイドラインそのものがS E Aそのものの本体じゃないわけで、これからさらに個々の計画種ごとに実際にガイドラインをつくれるところにはつくっていただくという作業が控えているわけです。ですから、我々がここでぐずぐずしていると、次の作業が何も進まないということになるわけですから、やっぱり少々粗っぽくても、共通的な要素として必要なことを早くガイドラインとして示すことが今望まれているという理解です。もちろん、特定の計画種について、きょう縷々ご意見を述べられた点はよくわかるわけですから、それはそれでそういうことが懸念される計画種に関しては、そういう点を考えて慎重にやられればいいわけで、そのこと自体をこちらがそうああだ、こうだという気はないわけですが、共通のガイドラインそのものは、やはり年度内につくるという本来の目標に従って進めていかなければいけないと考えております。

それで、その上でさらにそのあとどうするのか、具体化する段階でどうするかということに関しては、できればこの当研究会を存続させていただいて、引き続き検討させていただければ、なおありがたいというふうに思うわけで、これはむしろそこにおられる総合環境政策局長に強く我々の研究会側からお願いをするという筋なのだろうと思われまます。本当は仕事を頼まれた人がお願いするのも筋が通らないんですけども、しかし、やっぱり我々としては、まだまだ今の段階でそんなに納得できる答えを書いているわけでもないの、とりあえず最小限のことはここだということで、中間の報告を書いた面があるから、だからこれをさらにもっと肉付けするためにはまだまだやらなくてはいけないことがあることがわかっていますということを申し上げたいわけです。

それはそれとしても、このような研究会報告の決定という場面でもパブリックコメントをとるということが一応必要なことになってまいりますので、その意味ではきょう出されたご意見に基づいて、さらに表現を直すことが、本当に最小限必要な部分については検討させていただきますけれども、基本的にはきょう出されたご意見は最終案に取りまとめる段階では、最大限それを反映させることができると思いますので、パブコメの段階できょうの意見が反映されていなかったからと、余り強く言われると非常にづらい面があります。きょうのご意見で必要な部分は最終回のときにきちっと反映させるという前提で、きょうは誤解を与えないための最小限の文章の手直しを、私、座長にご一任いただければ、これをもってパブコメをとにかく進めるということにしたいと思っておりますが、この点について、事務局からさらに説明をお願いします。

平野課長 資料2でございますけれども、今後の進め方でございます。

このガイドラインの案につきましては、今回の先生方のご意見を踏まえまして、次回第5回の研究会、3月27日を予定してございますけれども、これまでの間にパブコメを2週間程度行いたいというふうに考えておりまして、意見の集約をいたしまして、その後に総合研究会の報告書ということで取りまとめをいたしたいというふうに考えております。

この報告書ですけれども、今回のガイドラインに加えまして、例えば総説あるいは今後の課題、そういったものを加えて、成案にこぎつけていきたいというふうに考えております。引き続き、関係の皆様方のご協力を得ながら、よりよきガイドラインというものに育ててまいりたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

浅野座長 ということで、何かおわかりいただけでしょうか。

小川委員、どうぞ。

小川委員 ただいま、パブリックコメントにかけたいというお話がありましたが、私自身は民間事業者の取り扱い、特に発電所について、問題点を整理して具体的にどういうことをやるのかもう少しきちっと十分な議論をした上で、共通ガイドラインの案を詰めた方がよいと思います。それから今日もう一つ私の新しいご提案ということで、この位置・規模の検討段階に発電所の場合、環境面から見た発電所の立地サイトのリコメンデーション計画を環境省が具体的に導入すれば、SEAがナチュラルに入る構造になるのではないかという話をいたしました。そういう点も是非検討をお願いしたいと思います。そういった意味ではもう少しきちっとした時間をかけ議論を詰めて共通ガイドライン案の検討をやられた方がいいんじゃないかというのが私の意見でございます。

浅野座長 ご意見はご意見として承りました。

ただ、さきほどからたびたび申し上げておりますように、個々の事業種ごとというか、計画種ごとにする、こうするというは、この際は正面から書かないということを前提にして作業を進めていますので、発電所についてだけ克明にここに書き込むというのは、ちょっと何かバランスを欠いてしまって、それを言い始めますと、今度は次々に各計画についてはどうだこうだということを書かなきゃいけなくなってしまうということがありますので、とりわけ発電所についての具体的なご提案は、それはきょう環境省の幹部がずっとそこに座っていますから、よくおわかりになっていると思いますし、私も実際に福岡市で、ほとんど今、小川委員が言われたのと同じことをやっているわけですね。地域特性に応じた環境情報を克明に調べて、それを冊子にまとめて計画策定者に提供するというをやっている、自治体の

中にはもうとっくの昔にそういうことをやっているところもあるわけですから、そういう意味ではそれを、国全体のことはどこまでできるかわかりませんし、さらに基本的には発電のサイトとしてどこが適地であるということだけを、環境省が予めお墨付きを与えるようなことができるとは、とても、思えませんけれども、S E Aの前提にはそういう情報システムがしっかりしていなければいけないということは、かなり共通理解できる点にだろうと思うわけです。この我々の研究会の今の段階のレポートで、発電所についてだけそういうことをやれとって、特出しで報告書案に書くというのは、座長としてはいささかためらいを感じますが、ご意見はご意見ですから、もう一度よく事務局と相談をして、どういう形で取り扱わせていただけるか、最終回までに結論を出したいと思います。ということで、よろしゅうございましょうか。

それでは、本日時間になりましたので、申し上げましたように、パブコメをさせていただきます。パブコメ案については、多少の手直しは必要だろうと、私自身もきょうのご意見を聞いて考えましたので、その点は手を入れさせていただきたいと思います。

なお、最終回については先ほど事務局から話がありましたように、日程を既にいただいておりますので、その段階で出される最終案については、できるだけパブコメ終了後速やかに調整をしていただいて、きょうのようなことがないように、可能な限り早目に差し上げたいと思います。その場で初めて最終案を見るというようなことでは、恐らく最終回はまとまらないと思いますので、その点は事務局も最大限の努力をしていただきたいと思います。

それでは、特に、何かご発言はございますか。よろしいでしょうか。

では、本日はこれで散会いたします。

午後7時58分 閉会